



鳥取県公報

平成18年4月28日(金)

第7782号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅介護支援事業者の指定 (327) (東部総合事務所福祉保健局) 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (328) (八頭総合事務所県民局) 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2件) (329・330) (西部総合事務所県民局) 2
	結核予防法による医療機関の指定 (331) (倉吉保健所) 3
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (332) (米子保健所) 3
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち 宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙について届出のあった候補者の氏 名等 (333) (景観まちづくり課) 3
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち 宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙について投票を行わない旨の告示 (334) (〃) 4
	大規模小売店舗の新設の届出 (335) (経済政策課) 4
議会告示	鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正 (6) (総務課) 5
調達公告	随意契約の相手方の決定 (地域自立戦略課) 6

告 示

鳥取県告示第327号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月28日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
有限会社しらゆき 代表取締役 西垣吟枝	鳥取市青葉町三丁目 202	しらゆき居宅介護支援事業所	鳥取市青葉町三丁目 202	平成18年4月18日

鳥取県告示第328号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年

6月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年4月28日

鳥取県八頭総合事務所長 能 登 克 浩

1 申請のあった年月日

平成18年4月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 八東の便利屋

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

北本 頼隆

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡八頭町東122

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は地域住民を対象に暮らしの安全、福祉の向上、ユニバーサルデザインの推進、環境美化意識向上のためのリサイクル活動、広報活動、講習会などの環境保全活動、子供と高齢者との世代間交流事業など子供健全育成活動、休耕田利用の米作り事業など、諸事業を実施することにより地域の活性化、雇用機会拡充を図るなど地域社会全体の利益、福祉の増進に寄与することを目的とする

鳥取県告示第329号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年5月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年4月28日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 申請のあった年月日

平成18年3月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 淀江作業所

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

権田 倫典

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市淀江町淀江796

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、在宅生活と社会参加を支援するための事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第330号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年

5月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年4月28日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 申請のあった年月日

平成18年3月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 M E D A K A

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

來間 敬

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市旗ヶ崎一丁目10 - 1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、一般県民を対象に、まちづくりの根幹をなす地域コミュニティの構築のための活動を進めるとともに、市民レベルでの自然環境問題の普及・啓発活動を通し、「地球に自然にやさしい」より良いまちづくりの実現を目指すことと併せ、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第331号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月28日

鳥取県倉吉保健所長 平 賀 瑞 雄

名 称	所 在 地	指定年月日
北斗薬局関金店	倉吉市関金町関金宿199 - 3	平成18年4月12日

鳥取県告示第332号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年4月28日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名 称	所 在 地	辞退年月日
医療法人社団提嶋外科クリニック	米子市上福原578 6	平成18年3月31日

鳥取県告示第333号

平成18年5月14日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規

定に基づく届出のあつた候補者の氏名及び住所は、次のとおりであるので、同条第5項の規定により告示する。

平成18年4月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名	住 所
池吉 憲	米子市茶町84
岡本武士	米子市万能町172
船守清史	米子市加茂町二丁目166
保木本茂實	米子市東町167
丸谷貞夫	米子市末広町264
山形周弘	米子市明治町254

鳥取県告示第334号

平成18年5月14日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、投票を行わないものとし、同条の規定により告示する。

平成18年4月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第335号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があつたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成18年4月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・ムー倉吉店
倉吉市河北町125 - 1 及び126
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司
岡山県倉敷市堀南704 - 5
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年12月18日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,144㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 105台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 62台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 面積 20m²
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 容量 23.3m³
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
終日営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
終日
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 8の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後11時まで
- 7 届出年月日
平成18年4月17日
- 8 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間
平成18年4月28日から4月間
- 10 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済政策課
倉吉市東巖城町2
鳥取県中部総合事務所県民局
倉吉市葵町722
倉吉市産業部商工観光課
- 11 意見書の提出
倉吉市の区域内に居住する者、倉吉市において事業活動を行う者、倉吉市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の倉吉市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第6号

鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年鳥取県議会告示第4号）の一部を次のように改正す

る。

平成18年4月28日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(資産等報告書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条第1項第6号の株券は、<u>資本金の額が</u>1億円以上の株式会社の株券、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券に限るものとする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(資産等報告書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条第1項第6号の株券は、<u>資本の額が</u>1億円以上の株式会社の株券、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券に限るものとする。</p> <p>3及び4 略</p>

附 則

この告示は、平成18年5月1日から施行する。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年4月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 住民基本台帳ネットワークシステム整備事業に係る設備の保守管理委託 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成18年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 46,293,765円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県企画部地域自立戦略課
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220